滋賀県公立学校教職員の懲戒処分に係る公表基準

1 目 的

この公表基準は、滋賀県公立学校教職員の倫理の確立と情報公開の観点から、県教育長が行った懲戒処分等を公表することにより、教職員に公務員としての自覚を喚起するとともに不祥事の防止を図り、もって本県の公教育に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。

2 公表の対象

- (1)地方公務員法に基づく免職、停職、減給または戒告の懲戒処分
- (2)上記(1)に関連する管理監督者に対する懲戒処分または人事管理権に基づく事実上の処分

3 公表の内容

- (1)公表する内容は、原則として次のとおりとする。
 - ① 処分の年月日
 - ② 処分の内容
 - ③ 事案の概要
 - ④ 被処分者の所属校種(県立学校、市町立小中学校の別)
 - ⑤ 職名
 - ⑥ 年齢
 - ⑦ 性別

(2)氏名等の個人情報の公表

懲戒処分等に係る非行内容等について、社会的影響、被処分者の職責等を勘案して 氏名等を公表することが妥当であると認める場合、被処分者の所属学校名および氏名 を公表するものとする。

4 公表の例外

被害者が公表を望まない場合、被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等は、公表内容の一部または全部を公表しないことができる。

5 公表の時期および方法

- (1)処分を行った後、速やかに公表する。
- (2)公表は、報道機関への記者発表または資料提供により行う。

6 適用の期日

この公表基準は、平成18年2月1日から施行する。